

資料：聴覚障害教育のまとめ

(平成4年3月発行 20周年記念誌より)

おことわり

歴史的経緯を示すため、本資料はそれぞれ当時のものをそのまま掲載しております。

そのため資料中の「聴力損失」で表されている聴覚障害の程度は、その後の規格改定で現在用いられている「聴力レベル」とは異なる数値を示しています。(聴力損失で表記される値は、聴力レベルでの表記に比べて概ね10デシベル小さな値となります。)

また、FM補聴器に使用している電波帯域も当時は40MHzが認可されていた周波数帯域ですが、現在では322MHzの一般用周波数または75MHzまたは169MHz補聴援助用周波数を用いています。

聴覚障害教育のシステムも発行当時のものを示しているため、現在とは学校名・指導形態・対象年齢等異なるものがあります。

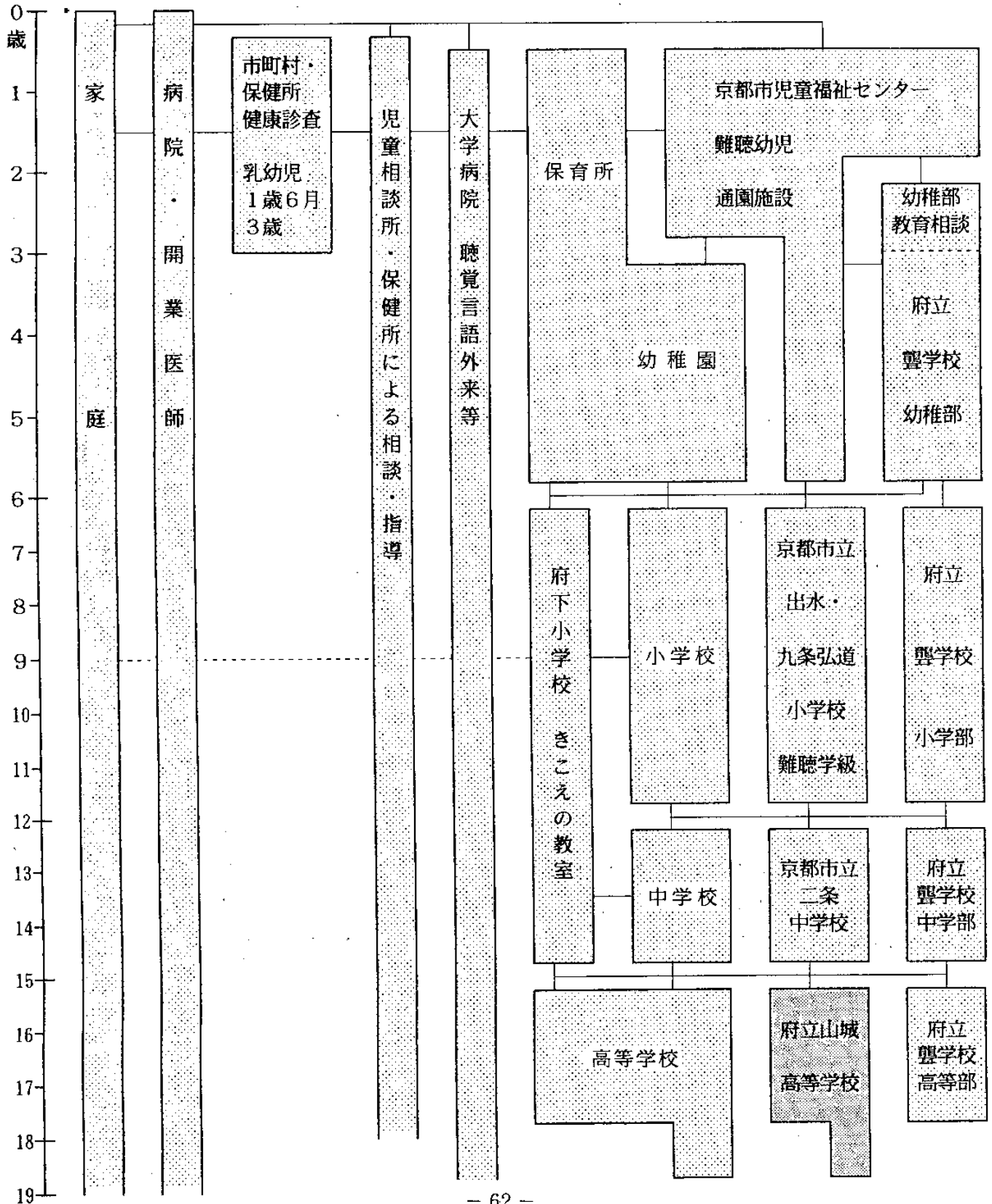
そのほか、現在の特別支援教育において用いることのない用語等がありますが、歴史的資料としてそのまま掲載しておりますので御了承下さい。

資料 1

京都における聴覚障害児の教育システムと山城高校

早期発見・早期治療

早期療育・教育



資料 2

山城高校聴覚障害教育20周年史参考文献

※ 以下の文献は主に山城高校教諭・生徒が執筆したもの

昭和46(1971)年山城高校発行「学校要覧昭和46年度」(以下各年度省略)

- 11月 山城高校定時制発行
職業別懇談会の記録 第1集
- 8月1日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第4号
はじめて高校で(聴覚障害教育を)とりくむにあたって
- 7月20日 山城高校定時制聴覚障害委員会発行「聴覚障害生徒の指導に関する
第1次中間総括」
- 9月1日 山城高校全日制聴覚障害委員会発行「聴覚障害生徒の指導に関する
第1次総括」
- 10月1日 全国障害者問題研究会発行「みんなのねがい」18号
聴覚障害者の全面発達をめざす教育保障をめぐっての試論
—高等学校における聴覚障害生徒の教育保障と「難聴学級」—(上)
- 11月1日 全国障害者問題研究会発行「みんなのねがい」19号
—高等学校における聴覚障害生徒の教育保障と「難聴学級」—(下)

昭和47(1972)年3月15日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第6号

聴覚障害者(児)をふくめた府立山城高校のとりくみ

- 12月20日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第8号
聴覚障害生と共に
山城高等学校全日制聴覚障害生徒発行「聴覚障害委員会に要求する
こと」

昭和48(1973)年3月20日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第9号

聴覚障害生交流集会と親の会の集い

- 5月 山城高校発行「聴覚障害教育のとりくみ」—昭和47年度—
山城高校全定聴覚障害委員会発行「保障」創刊される。
- 6月 京都市民生局保護課発行「昭和47年度京都市手話通訳認定研修会報
告書」
聴覚障害者のリハビリテーション
- 9月 全国障害者問題研究会山城高校生代表団発行
「共通な差別や要求・悩みから未来を切りひらこう」
- 12月20日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第11号

私にとっての山城高校

- 昭和49(1974)年3月20日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第12号
- 5月 山城高校発行「すべての障害児に後期中等教育の保障を!!
—聴覚障害教育のとりくみ4年目を迎えて—
- 7月15日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第13号
振り返って 何ができないか
- 9月 京都聴覚障害高校生交流会発行「おいらやみんなが獲得したもの」
—全国障害者問題研究会第8回大会に参加して—
- 昭和50(1975)年2月28日 ろう教育科学会発行「ろう教育科学」第16巻4号
特集 インテグレーション(その4) 山城高校における聴覚障害教育のとりくみ
- 3月10日 京都府高等学校管理経営研究会発行「京都の定通教育 No.10」
生徒はどのような授業を望んでいるか
- 4月30日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第15号
- 10月25日 全障研第9回全国大会京都高校生代表团発行
「学習、友情、連帯、仲間、希望」
- 10月10日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第16号
京都難聴児親の会五カ年活動経過報告。山城高校に入って
- 12月1日 ミネルヴァ書房発行「児童問題講座第7巻 障害児問題」
青年期における労働・文化条件と民主的主権者としての成長の課題
- 昭和51(1976)年8月5日 ミネルヴァ書房発行「君がいて ぼくがある」
- 10月 山城高校聴覚障害生徒発行「聴覚障害生徒の僕らの青春」
- 12月24日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第17号
- 昭和52(1977)年3月 山城高校発行「聴覚障害生徒の後期中等教育を保障するために」
〈山城高における聴覚障害教育 資料集 その1〉
- 3月15日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第18号
- 7月4日 山城高等学校全日制自治会発行「春期討論集会」
- 12月20日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第20号
- 昭和53(1978)年1月25日 京都新聞発行「共に育つ難聴教育」
- 3月23日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第21号
- 10月10日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」特別号
「育ち合いの渦の中へ」
- 昭和54(1979)年3月3日 山城高校発行「聴覚障害教育のまとめ」昭和53年度
- 12月24日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第24号
- 昭和57(1982)年12月15日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第33号
- 昭和58(1983)年7月15日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第35号

- 12月15日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第36号
- 昭和59(1984)年3月 山城高校発行「聴覚障害教育のまとめ」昭和57・58年度
- 7月20日 「季刊ろうあ運動」夏季 28号
四人の子供と私
- 1月31日 社会福祉法人全国心身障害児福祉財団発行「ベルNo.43」
- 10月20日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第38号
- 昭和60(1985)年3月15日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第39号
- 6月25日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第40号
- 7月20日 山城高校定時制図書館発行「山定 らいぶらりNEWS」
- 12月5日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第41号
- 昭和61(1986)年3月 山城高校育友会広報委員会発行「育友会新聞 山城」
特集 山城高校の聴覚障害教育
山城高校発行「聴覚障害教育のまとめ・資料」昭和60年度
- 3月1日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第42号
- 6月23日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第43号
- 3月14日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第44号
- 昭和62(1987)年3月 山城高校発行「聴覚障害教育のまとめ・資料」昭和61年度
- 7月20日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第45号
- 12月20日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第46号
- 昭和63(1988)年3月 山城高校発行「聴覚障害教育のまとめ・資料」昭和62年度
- 平成1(1989)年3月 山城高校発行「聴覚障害教育のまとめ・資料」昭和63年度
- 6月20日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第49号
- 11月 学事出版株式会社発行「続・高等学校／最新教育実践100」
聞こえる生徒と聞こえない生徒が共に学ぶ高校
トンやんの青春出版委員会発行「トンやんの青春」
- 11月20日 京都難聴児親の会発行「親の会だより」第50号
- 平成2(1990)年3月 山城高校発行「聴覚障害教育のまとめ・資料」平成元年度
- 平成3(1991)年3月 山城高校発行「聴覚障害教育のまとめ・資料」平成2年度
- 平成3(1991)年3月31日 窪田哲也発行「ほでゃーたや哲也」

【関連文献】

- 昭和46(1971)年 京都市立二条中学校発行
難聴学級要覧
- 昭和49(1974)年1月20日 京都府教育研究所発行「戦後教育史年表—教育研究基礎資料—」

- 昭和52（1977）年5月18日 香川大学農学部農学科渡辺清和発行「私が要求している設備について—集団補聴器とループアンテナ—」
- 昭和53（1978）年3月 京都府障害児教育推進協議会発行「京都府における障害児教育の推進について 協議事項最終報告書」
- 6月7日 日本福祉大学1部学内障害者会聴覚障害学生グループ発行
「日本福祉大学における聴覚障害学生の学習権に関する覚え書き」
- 昭和59（1984）年3月1日 ろう教育科学会発行「ろう教育科学」第25巻3、4号
京都における聴覚障害児の就学状況の推移
- 10月18日 社会福祉法人全国心身障害児福祉財団発行「ベルNo.22」
- 昭和62（1987）年7月28日 社会福祉法人全国心身障害児福祉財団発行「ベルNo.58」
- 昭和63（1988）年 京都府立聾学校「研究紀要」1988（昭和63）年度 No.21
- 平成2（1990）年 京都府教育委員会発行「京都府の障害児教育」
京都府教育委員会発行「京都府の教育（要覧）」

資料 3

昭和45年(1970年)6月 京都府議会

定例会一般質問議事録より(7月3日)

○河田 彰君

(略)

社会福祉の第4の質問は、難聴学級の問題について、知事ならびに教育長にお尋ねをいたしたいと存じます。現在京都市の教育委員会におきまして、小学校は昭和41年発足の、場所は出水小学校、中学は、昭和43年発足の二条中学校、それぞれ難聴学級がつくられております。現在、出水小学校では53名、二条中学では3学年あわせて23名、これだけの難聴の生徒たちが、熱心な先生方の手によって、特殊教育を受けております。難聴学級に入っております生徒は、聴力がオーディオグラムの測定で、35デシベルから75デシベルまでの聴力損失を示しておる子供たちでございます、これが現在対象として出されております。この難聴の原因というものは、いろいろございますけれども、ストマイ中毒、慢性の中耳炎、内耳性の難聴、高熱による聴神経障害、そのほかは原因不明でございます。現在までの小学校ならびに中学校における成果は、学校の先生や、難聴学級親の会の方々の話によりますと、特殊教育として、残存聴力を十分に活かす中で、まずことばを覚えさすことから出発いたしております。そして児童の可能性を引き出して、社会人への成長を目標としております。そのため、普通学級と一緒に、いわゆる共同学習、生徒会、校内行事、クラブ活動、校外学習などにともに参加して、健聴

児とともに学ぶ体制ができ上がりつつあります。ところで難聴児の学力の不振は、主に音楽、国語、社会(特に外国地理)がだめなようではありますが、こういった点に限られておるようでございまして、難聴児がことばを覚えることが先決でございまして、この点がスタートから遅れておるという点が、まことに残念なのであります。この難聴学級の子供たちが、来年3月中学を卒業いたします。この子供たちが、残存聴力をいかした教育を受けるためには、ぜひ府立高校に難聴学級を、来年度から設置していただくことを、難聴学級関係者や、親の会の方々が強く希望しておられます。このことについて、教育委員会がどのようにお考えになっておられるか、お尋ねをいたしたいと存じます。確かに、府立高校に難聴学級をつくるということについては、いろいろ難点がございます。まず高校は原則として選抜制でございまして、いわゆる全入制や、義務教育ではないという点でございます。しかし難聴であるがゆえに、音楽、国語などの学力低下を、この点を考慮していただけるならば、現在の難聴児のうち相当数が、高校進学への能力をもっているものと判断されます。二条中学では、市内のみならず、京都府下の生徒たちもまいております。また、この難聴学級の存在を知らない人たちの中に、難聴学級に入れば、その子供の能力を引き出

せる可能性のある子供たちが、相当数京都府下全域にあることは、事実でございます。

第2の困難な点は、ろう学校との調整でございます。しかし、私の考えでは、ろうあ学校の教育方法と難聴学級の教育方法とでは、全く異った、異質のものであると考えます。したがって、その教育の成果も、また違ってきております。現在の難聴学級におきましては、聴力検査を年1回、府立医大で精密に行なうほかは、学校にオーディオメーターを設置いたしまして、1カ月ないし3カ月に1回は、聴力検査を行なっております。補聴器を使って、どれだけ聴力が回復するか、いわゆる補聴効果をいうものについて、この補聴効果を十分にいかしながら、バイノーラルの聴話訓練器や、集団補聴器などを使って行なう聴能訓練が、現在行なわれております。残存聴力をいかに教育が、難聴学級でございます。したがって、ろうあ学校の教育とは、教育の次元が違うということをご理解いただきたいと存じます。

第3の難点は、難聴の最低線をどこにひくかの問題でございます。たとえ75デシベルの難聴児であっても、補聴器による補聴効果が大きかったり、また難聴度が高くとも、本人の知能の程度が優秀である場合には、別のケースを考えなければなりません。しかし、この問題は、ろうあ学校の先生と、難聴学級の先生とが話し合って、そして難聴児の能力を引き出すには、どちらの学校が適当であるかを、決定いたしておるのが現状でございます。府立高校に、もし難聴学級をつくるとすれば、私は朱雀高校が最も適当であるのではないかと思います。地理的に見て、非常に便利な場

所であるだけではないに、環境が、市内の真んなかにはしては、比較的静かでございます、近くに二条中学、出水小学校がある点も、考慮したものでございます。

以上の点をふまえて、教育委員会として、来年の4月発足をめどとして、府立高校に難聴学級を設置することに対して、前向きの姿勢でとり組まれることを、心から熱望するものであります。文教と伝統の都京都に、社会福祉のモデル地区京都に、全国はじめての高校難聴学級が生まれることを強く要望いたしまして、関係理事者の努力を要請するものでございます。

以上、非常に長くなりましたけれども、これで私の質問を終わりたいと存じますが、知事ならびに関係理事者の明確なご答弁をお願い申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

(略)

○知事(嵯峨虎三君) ただいまの河田議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

(略)

それから難聴学級については、教育委員会のご方針に従って、府としても協力する考えでおります。たとえば、ろうあの子供だといわれるのと、普通の子供との中間帯にあるような、目の悪い方でも、盲学校へ行ってみると、全盲の子もあるし、弱視の子もある。難聴というのも、おそらくそういうものでしょうね。目でいえば弱視なんだろうけれども……。私は、盲学校だから、暗くても別に差支えないのだろうと、はじめ思っていたのですが、もっと明るくしてくれ——というのは、むしろ弱視の子が多いのです、それ

で電気をつけて、明るくいたしましたけれども……。この頃は体育館もつくっている。難聴の子も非常に気の毒で、頭はいいのだけれども、耳に不自由がある。そういうのも、河田議員がご指摘になったように、来年3月、二条中学を卒業されるので、それらの子が高等学校教育をどうやって受けるか、どうしたら受けられるかということは、教育委員会でよくご検討を願って、それに従ってやってまいりたいと思います。

(略)

○教育長(仲島秀夫君) 河田議員さんのご質問にお答えいたします。

難聴学級を府立高校に設置してもらいたいということの起こりましたのは、いまご指摘がありましたように、現在京都市立の出水小学校に、小学校の子供たち、同じく京都市立の二条中学校に、中学校の子供たちの学級が設置されているわけでございます。二条中学校の方の3年生が来年卒業いたしますので、この子供たちの高校進学の問題から起ったわけでございます。そういうことでございますので、私どもといたしましては、すでに何回か、関係父母の方々とお会いをいたしまして、いろいろ実情もお聞きいたしましたし、実際に、出水小学校なり、二条中学校の難聴学級の実態を視察もいたしまして、現在検討中でございます。したがって、ただいまのところ、結論がしかじかかくかくであるということを、お答えいたす段階にはなっておりません。このことは先ほど文教委員会におきましても、お答えいたしましたとおりでございます。ただいま検討をしておる問題といたしましては、ただいま河田議員さんからご指摘

がありましたような問題点でございまして、第1に、やはり高等学校には選抜制度があるわけでございますが、現在行なわれておる高校選抜の制度の上に乗っけていくのか、あるいは特別な子供たちでありますから、そういう現在の制度のワク外に入学ということを考えていくのかということがございまして、これは仮に設置するといいたしました場合、いずれをとるかということは、関連する問題がたくさんありますので、慎重に検討をすべき問題であるというふうに考えております。

それから第2のろう学校との関係でございしますが、これにつきましては、ろう学校の教育と難聴学級の教育は、全然異質のものであるというふうなお話がございましたが、確かに理屈といたしましては、そのとおりでございます。国の方でろう者というものを規定しておりますが、これはろう学校の教育の対象になる子供の規定でございしますが、これには両耳の聴力の損失度が90デシベル以上の子供、あるいは50ないし90の間であっても、補聴器を使って満足にといいますか、話声が十分よく聞きとれない、というふうな子供を対象にいたしておるわけでございます。しかしながら、実態はそうはっておりませんので、いま知事からも、盲学校の子供についての具体的なお話がございましたが、現実の問題といたしましては、そういう90デシベル以上なり、あるいは50ないし90の間で、補聴器を使っても、ろくに聞こえないという子供もあるわけでございます。これは私どもの方で、府立ろう学校の子供たち200有余名について調べた資料もございしますが、90デシベル以上の子供というのは、約3割しかないわけです。した

がって、いまご指摘がありました50程度、あるいは50デシベルに満たない損失度をもった子供も、現実にろう学校に学んでおる。このことは、結局難聴学級がなかったからというふうな見方もありますが、現在の考え方としては、やはりろう学校に、そういうふうな子供たちを、できるだけ小さいときから、幼児期から入れて、そういうふうな残存聴力を十分に活かしていく教育、やはりこれをやるべきだという意見も、非常に強いわけございまして、現在全国のろう学校で、そういうふうな教育をしているところが、たくさんあるわけです。現実には、府立ろう学校におきましても、補聴器を使いまして、そういう訓練もいたしておるわけでございます。だから、これはどちらがどうということはございませんので、そういう点をどういうふうに今後考え、対処していくかということは、1つの大きな問題であろうかというふうに考えております。

それから、これはご指摘がなかったわけがありますけれども、直接難聴学級とは関係ありませんが、いま知事のご指摘とも関連する

わけでありますけれども、弱視の子供をどうするか、あるいは精薄の子供、これもいろいろ段階がございますけれども、そういう子供をどうするか、これについては、すでに文教委員会に請願も出ておる事柄でございます。あるいは病弱、虚弱といいますか、そういう子供たちの高等学校における教育をどうしていくのかというふうな問題もやはりかかわりがございますので、そういう点も慎重に検討をすべき事柄ではないか、というふうに考えておるわけでございます。またこれは、いま小学校なり、中学校に設置しておりますのは、京都市の教育委員会でございますから、私どもといたしましては、高等学校の設置の問題を討議いたす際には、京都市の教育委員会とも、十分よく協議をいたしまして、できるだけ合意してやっていきたいというふうに考えております。そういう点を、現在慎重に検討中でございますが、いまご指摘のように、できるだけ早く結論を出しまして、対処していきたいというふうに考えております。

(略)

資料 4

昭和45年(1970年)12月 京都府議会

定例会一般質問議事録より(12月18日)

○河田 彰君

(略)

最後に、難聴学級の府立高校への設置の問題について、去る6月府会におきまして、その必要性については詳しく申しあげました。いまさら繰り返しませんけれども、それから以後に、ろうあ学校の職員、府立医大の耳鼻科の教室、京都の耳鼻咽喉科の専門医会などから、それぞれ積極的な意見が出されました。特に耳鼻科専門医会のほうからは、難聴学級を設置すべきだという要望書が府教委に提出されたはずであります。府教委においては、6月以降現在まで、すでにもう6カ月間もこの問題について検討されましたので、もうすでに結論が出たものと判断いたします。したがって、この本会議の席上で、教育長にその結論を明確にしておいていただきたいと存じます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(略)

○教育長(仲島秀夫君) 河田議員のご質問にお答えいたします。

いまご指摘がありましたように、6月府議会で詳細にわたってご質問を受けました。また同じ6月府議会に請願が提出されまして、趣旨採択になっております。そういう事実を前提にいたしまして、府教委といたしましては、現在まで慎重に検討を重ねてまいったの

でございます。これもいまご指摘がありましたように、専門のお医者さんの医学的なご意見、あるいは聴能教育関係者、これは二条中学の方なり、府立ろう学校の先生方がおられますので、そういう方々のご意見、また保護者の方々、府教委の方々と何回もお会いいたしまして、それぞれのご意見を十分拝聴もいたしてきております。また高等学校を設置いたすのでありますから、高等学校の関係者、それらの方々の意見を聞きまして、現在さらに検討を進めておるわけでありまして、最終成案というところまで至っておりませんので、具体的な細かい問題については、いまここで申し上げる段階に至っておりませんが、およそ次のような構想でもって、財政等とも十分詰めまして、46年度から実施していきたいというふうに考えておるわけでございます。

第1といたしましては、高等学校の選抜制度がございまして、これは現時点として崩すことができませんので、選抜の関門は現行どおり通ってもらうというのが第1でございます。第2といたしまして、そういう関門を通った方を1カ校に集めまして、そこで集団としての教育をやっていく。しかしながら、現在二条中学でもそうでございますが、一般の教育は健聴、普通の正常な聴能をもっておるものと一緒に教育をする。しかし必要な補聴設備は整備いたします。次に第3になりま

すが、週に特定の日を決めまして、やはり聴能訓練を欠かしますと、いままでの成果がだんだんとだめになってまいりますから、聴能訓練はいまどこでということを確認に決めておりませんけれども、そういう機会を保障していくような措置を講じたい。大体そういうふうな構想をもちまして、初めに申しあげましたように、46年度から実施をしていく。もちろん、さらに具体的な細かい問題になりますと、たくさん問題をもっておるわけでございます。それらにつきましては、さらに十分ご意見等も聞いて、検討はいたしていきたいと考えております。ただ京都市の教育委員会とはまだ若干詰めが残っておりますので、これも至急に詰めまして、両者協力して実施をしていきたいというふうにご考慮しておるわけでございます。だから、初めてのことでございますから、高等学校教育の中での難聴児の教育というものを、今後いかにしていくかというふうな問題も、ろう学校の高等部の問題との関連もあると思うのです。それらにつきましては、今後の研究課題として、さらに各関係者のご意見等も十分にお聞かせいただきまして、逐次改善をしていきたいというふうにご考慮しておるわけでございます。（河田議員発言を求める）

○副議長（広野義雄君） 河田議員。

（略）

○河田 彰君

（略）

それから、難聴学級の教育長のご答弁を聞いておりまして、その内容が、すこぶる抽象的でございまして、具体的でない点で、いささか私はあきれた気持ちで聞いておりましたけれども、その内容も、選抜制は守る、それか

ら1カ所に集める、そして補習教育をすると。そういうことだけでございまして、どの府立高校につくるのか、そして普通科、商業科、定時制のすべてに学級を編成できるようにするのか、また教職員の配置は何名くらいにするのか。さらに、その該当する難聴児の受験する予想数はいくくらいで、合格者はいくくらいである。したがって、この点の学級編成は可能であるのか、ないのか。またそういった難聴児のための聴能訓練をする設備その他の財政上の措置は、いつなさるのか。こういう点については、何ら明確なお話がございません。確かに、これから財政当局と詰めを行ったり、またその他関係の団体なり、組合なりに相談をしたり、また話し合いをしなければならぬ点が残っておりますけれども、教育委員会としての結論は、現在こうなっている、この線に基づいて財政当局とも交渉し、関係の各種団体とも話をするのだということ、いまここで明言をしていただきたいと思います。そうでなければ一体、6カ月もかかって何をしておられたかという、まことに怠慢ではないかという意見が出てまいります。難聴児親の会の人たちは、日参するようにして、この学級の実現を望んでおります。その熱意にこたえる意味で、教育長の具体的な説明をもう一度お願いをいたしたいと思います。ありがとうございました。

（略）

○教育長（仲島秀夫君） 初めにおことわりをいたしましたわけでございますが、まだ最終的な詰めをいたしておりませんので、具体的な細かい点については、申しあげる段階に至っておらない。このことは怠慢であるという

お叱りを受けたのでありますが、それだけ困難な中身をもっておるということは、ご承知のとおりだと思います。したがって、いま基本的な構想は明らかにいたしましたので、それに基づく、いまご指摘のいろいろな点は、財政の問題は財政のほうと話を進めておる途中でございますので、それらにつきましてこの席で、しかしかかくなものを出してきておるのだというふうなことは、いまちょっと言う段階になっておらないと私は判断をいたしましたので、そういうふうなお答えをしたわけでございます。これも申しあげましたが、いまの全日制、定時制その他、それをどうするかというような点につきましても、若干京都市教委との詰めが残っておりますので、ひとつそのへん、そういう基本的な構想に基づきまして、46年度から発足する、したがって、予算その他につきましては、2月の府議会において、要求をしていきたいというふうと考えておりますので、ひとつそのへんご了承をいただきたいと思います。（蜷川知事「もう1つ……」と言う）

○副議長（広野義雄君） 蜷川知事。

（略）

○知事（蜷川虎三君） いまの難聴児の問題ですが、難聴児を、いま中学の3年生をもっている親が、どうしても4月にやってもらいたいという希望で、商業科だか、家庭科だか、何科だかといったら、いま教育委員会のおっしゃるように、間に合いませんから、拙速を尊んで、とにかく4月1日には1つくらいこしらえて、まずやってみるというのはどうだろうかというのが私どもの考えです。そういう点を教育委員会とよく折衝しまして、予算のほうは大したことないし、ただどういうふうにやったらいいかというので、教育の全体の、教育体系の上から考えるから、暇がかかるから、そういう点お許しをいただけるなら、まず1つやってみる、それはどうでしょうかね。そういうふうに考えています。

（略）

資料 5

請 願 書

請願主旨

公立高校に難聴生徒の為の学級を設置して下さい。

請願理由

今から5年前、京都市ならびに京都市教育委員会は、全国にさきがけて、出水小学校に難聴学級を設立されました。昭和43年には、この学級の卒業生や府立聾学校からの生徒を含めて、二条中学校に難聴学級の1年生のクラスが出来ました。当時は中学校の難聴学級は、東京、大阪、岡山などに各1校くらいしかない状態であり、本市においても、難聴の生徒は聾学校に行くか、普通学級で聞えにくいままに、その可能性を十分に発達させることができず、暗い学校生活を送るかのどちらかでありました。

しかし科学技術の進歩がようやく教育の分野にもとり入れられるに及んで、個々の生徒の能力を十分にひきだし、伸ばしてゆかねばならないという新しい教育観とともに、耳の悪い生徒でも高度な機械設備をもってすれば、残存聴力を生かして音を通じての教育により、その本来備わる能力を発揮できるようになり、普通学級に学んでいる健聴児と同じ内容の教育課程での学習ができることが実証されるようになりました。

現在、難聴学級に学んでいる子ども達は、そのハンディキャップにもめげず、毎日目を輝かせて学習にいきそんでおります。しかし一生徒がこんな詩を書いています。

“ もっと 聞きたい ”

耳の悪いぼくたち

たとえ補聴器をもっている

聞えないものは聞えないのだ

耳の悪くない人が聞えても ぼくたちには聞えないのだ

ああ もっと もっと聞きたい

こんな人は不幸だろう

補聴器をつけても 聞えないことがあろうとは—

なんでも聞える耳と とりかえてほしいなあ……

この詩にあらわれていますように、難聴教育の内容は複雑困難なものがあります。単に音や声を大きくしただけでは解決できない問題が多くありますが、生徒達はそれを克服して学習し、

健聴者に劣らぬ力を身につけつつあるのです。しかしながら現在義務教育の最終段階を迎えた彼らの前には大きな壁があります。二条中学校の3年生に在学する8名の生徒は全員が進学を希望していますが、難聴学級という特殊な環境設備の中でこそ能力を発揮できるこの子らが、普通の高等学校へたとえ入れたとしても、聴力の障害によって、健聴児と共に共同学習を進めてゆくことは極めて困難であり、今迄の学習の成果がすべて烏有に帰してしまうであらう。

学習を続けたいという子どもの願いをかなえてやりたいと思うのは、子を持つ親の当然の願いであり、教育の機会均等の見地からしても、耳が聞えにくい為に殆んど義務教育化した高等学校に進学できないということは、文化国家として許されるべきことではないと考えます。

以上の理由により、昭和46年より公立高等学校に難聴生徒の為の学級を設置していただき適切な機械設備と教員配置をされますよう強く要望致しますので、賛同者の署名を添えて請願致します。

昭和45年5月 日

公立高等学校に難聴学級の設置を促進する会

責任者 山 本 昭 子

京都市立二条中学校育友会長

佐々木 洋 一

難聴学級親の会小学部代表

古 川 清 美

資料 6

6 教 学 第 50 号
昭和46年2月3日

京 都 市 教 委 教 育 長
乙 訓 郡 地 教 委 教 育 長
府 総 務 部 長 殿
府 立 学 校 長
教 育 局 長

京都府教育委員会
教育長 仲 島 秀 夫

聴覚障害生徒の高校入学選抜について

昭和46年度京都府公立高等入学者選抜要項（以下「要項」という。）については、昭和45年12月1日付京都府公報により、すでにお知らせしましたが、このたび聴覚障害生徒の高校入学選抜について下記のとおりのとおりあつかいをしますので、貴管下関係者に周知方よろしくお願いします。

記

○対 象

聴覚障害生徒のうち中度聴力損失程度以上のもののうち希望するもの。

○願書提出校 京都府立山城高等学校

○特別事情具申 「要項」により京都府教育委員会に特別事情具申の手続きをとり、その許可書を添付して提出すること。

具申に必要な書類 ① 特別事情具申書
② 中度聴力損失程度以上のものであることの医者の証明

具申書提出先 京都府教育庁指導部学校教育課

○合 格 発 表 } 京都府立山城高等学校（予定）
○入 学 高 校 }

○その他については、実施要項どおり

詳細については、京都府教育庁指導部学校教育課あて問合せること。

（参 考）

中度聴力損失以上のもの

身体障害者福祉法施行規則別表第5に定める障害程度等級表の6級に該当するものを基準とする。

「等級表6級」

1. 両耳の聴力損失が60デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの。）
2. 一側耳の聴力損失が80デシベル以上、他側耳の聴力損失が40デシベル以上のもの。

資料 7

事務連絡
昭和50年12月8日

各府立学校長 殿
各教育局長

京都府教育庁指導部
学校教育課長 長 沢 克 己

聴覚障害生徒の高等学校入学選抜について

上記のことについては、昭和50年12月2日付け0教学第337の11号で通知したところですが、下記事項について補足及び追加しますので、関係者（中学校長）あて周知願います。

記

1. 対象について

聴覚障害生徒のうち聴力損失が中程度以上（60 デシベル以上）の者で希望する者

2. 参考事項の補足について

「聴力損失中程度以上のもの」

身体障害者福祉法施行規則別表第5に定める障害程度等級表の6級～2級に該当するものを対象とする。

級 別	聴 覚 障 害
2 級	両耳の聴力損失がそれぞれ90デシベル以上のもの（両耳全ろう）
3 級	両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
4 級	1. 両耳の聴力損失が70デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
6 級	1. 両耳の聴力損失が60デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力損失が80デシベル以上、他側耳の聴力損失が40デシベル以上のもの

参 考

「聴力損失中度以上のもの」

身体障害者福祉法施行規則別表第5に定める障害程度等級表の6級に該当するものを基準とする。

「等級表6級」

1. 両耳の聴力損失が60デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）
2. 一側耳の聴力損失が80デシベル以上、他側耳の聴力損失が40デシベル以上のもの

資料 8

昭和44(1979)年11月 日本耳鼻咽喉科 学会発行 難聴学級の役割と実態より

昭和44(1979)年当時の難聴学級、ろう学校の一覧表

難聴教室設置校一覧表

東 京	江戸川中小岩小学校	足立千寿第一小学校	大田入新井第一小学校	品川台場小学校
	渋谷大和田小学校	杉並杉並第七小学校	墨田言問小学校	世田谷駒沢小学校
	台東西町小学校	豊島雑司谷小学校	練馬石神井小学校	練馬旭丘小学校
	板橋第三小学校	葛飾青戸小学校	台東下谷中学校	中野桃園第三小学校
	葛飾青戸中学校	大田大森第二中学校		
兵 庫	神戸湊川小学校	姫路城南小学校	西宮香炉園小学校	
福 島	白河第一小学校			
神奈川	横浜東小学校			
愛 知	名古屋東桜小学校			
岐 阜	明德小学校			
京 都	京都出水小学校	二条中学校		
大 阪	大阪金塚小学校	大阪松虫中学校	東大阪永和小学校	
岡 山	岡山内山下小学校	岡山丸之内中学校		
埼 玉	大宮南小学校	川口幸町小学校		
広 島	福山西小学校			

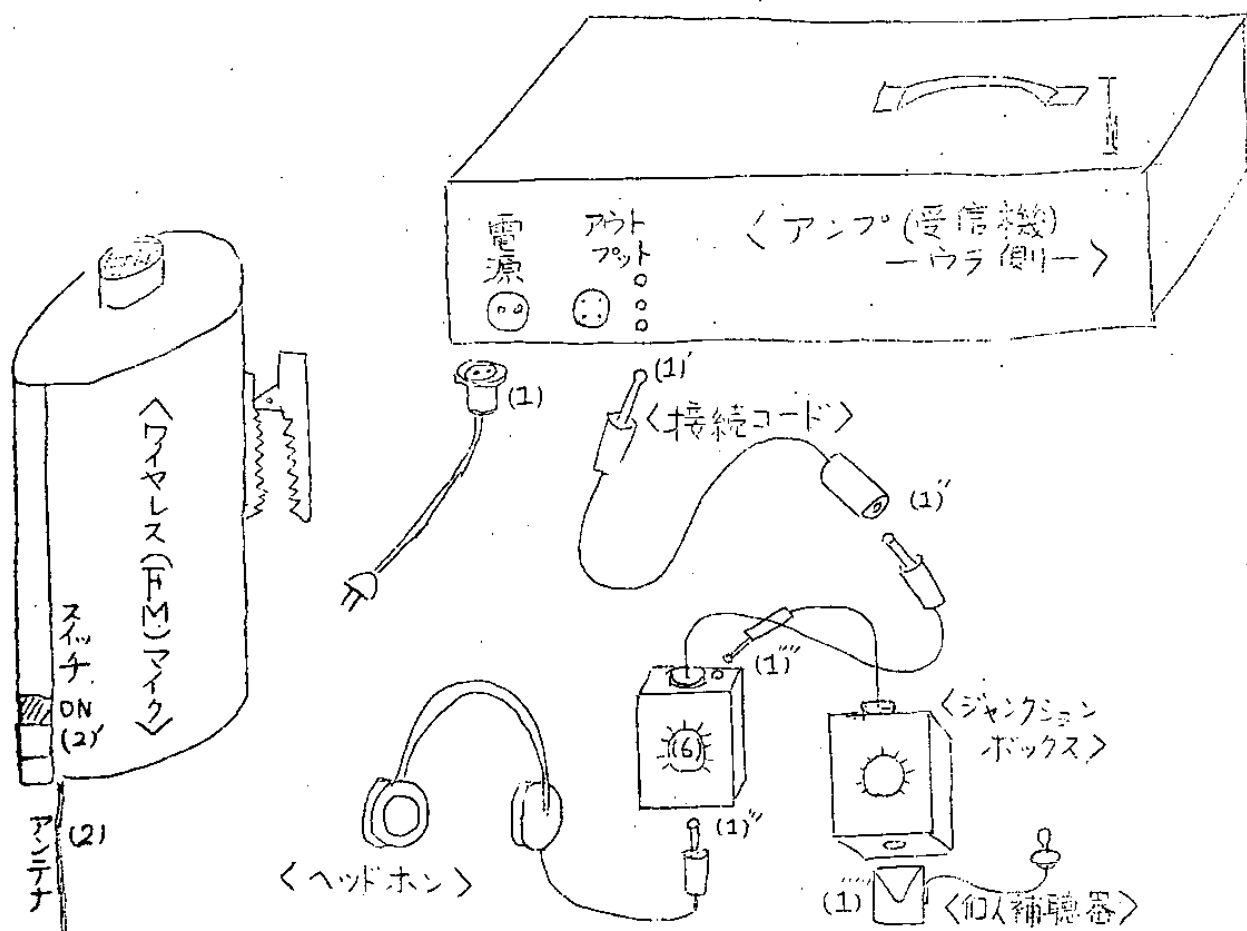
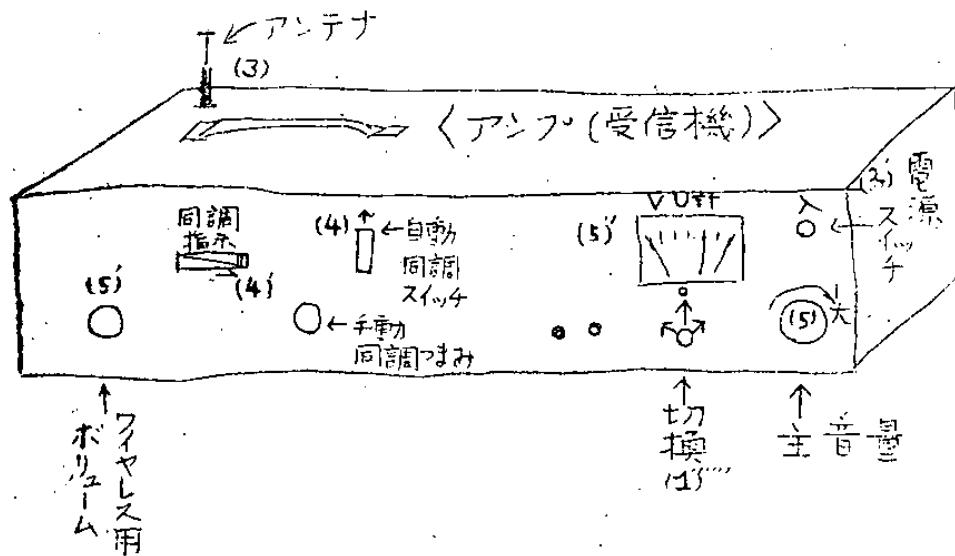
全国ろう学校一覧表

国 立	東京教育大学教育学部附属ろう学校	私 立	日本ろう話学校(東京)	
北海道	函館ろう学校	小樽ろう学校	旭川ろう学校	室蘭ろう学校 帯広ろう学校
	稚内ろう学校	釧路ろう学校	札幌ろう学校	
青 森	八戸ろう学校	青森ろう学校	弘前ろう学校	
岩 手	盛岡ろう学校	同一関分校		
宮 城	仙台ろう学校	同小牛田分校		
秋 田	秋田ろう学校			
山 形	山形ろう学校	米沢ろう学校	酒田ろう学校	
福 島	福島ろう学校	平ろう学校	郡山ろう学校	会津ろう学校
茨 城	水戸ろう学校			
栃 木	宇都宮ろう学校			
群 馬	前橋ろう学校			
埼 玉	大宮ろう学校			

千 葉	千葉ろう学校	同館山分校			
東 京	江東ろう学校	足立ろう学校	杉並ろう学校	大塚ろう学校	立川ろう学校
	品川ろう学校	同玉川分校			
神奈川	平塚ろう学校	横浜ろう学校	横須賀ろう学校	川崎ろう学校	
新 潟	新潟ろう学校	長岡ろう学校			
富 山	富山ろう学校	同高岡分校			
石 川	金沢ろう学校				
福 井	福井ろう学校				
山 梨	山梨ろう学校				
長 野	長野ろう学校	松本ろう学校			
岐 阜	岐阜ろう学校				
静 岡	静岡ろう学校	沼津ろう学校	浜松ろう学校		
愛 知	名古屋ろう学校	同千種分校	豊橋ろう学校	岡崎ろう学校	一宮ろう学校
三 重	津ろう学校				
滋 賀	大津ろう学校				
京 都	京都ろう学校	同舞鶴分校			
大 阪	生野ろう学校	同鶴橋分校	堺ろう学校	大阪市立ろう学校	
兵 庫	神戸ろう学校	姫路ろう学校	豊岡ろう学校	淡路ろう学校	
奈 良	奈良ろう学校				
和歌山	和歌山ろう学校				
鳥 取	鳥取ろう学校				
島 根	松江ろう学校	浜田ろう学校			
岡 山	岡山ろう学校				
広 島	広島ろう学校	呉ろう学校	尾道ろう学校		
山 口	山口ろう学校	同下関分校			
徳 島	徳島ろう学校				
香 川	高松ろう学校				
愛 媛	松山ろう学校	宇和ろう学校			
高 知	高知ろう学校	幡多ろう学校			
福 岡	福岡ろう学校	小倉ろう学校	直方ろう学校	久留米ろう学校	
佐 賀	佐賀ろう学校				
長 崎	大村ろう学校	同佐世保分校			
熊 本	熊本ろう学校	天草ろう学校			
大 分	大分ろう学校				
宮 崎	都城ろう学校	延岡ろう学校			
鹿児島	鹿児島ろう学校				

資料 9

昭和46(1971)年山城高校聴覚障害生徒が考えた
可搬型集団補聴器について



- | | | |
|------------------|-----|--------------------------|
| ○ F.M. ワイヤレス マイク | 3 個 | 40 MHz 帯域内で三点に分離 |
| ○ 本体（受信機） | 3 台 | 40 MHz 帯受信、他にマイク、EX、ジャック |
| ○ ジャンクションボックス | 7 個 | ヘッドホン音量調節ジャック。誘導ループ。 |
| ○ ヘッドホン | 7 個 | |
| ○ 接続コード | 3 本 | |

上記 5 点で 1 セット。生徒数に応じてジャンクションボックス・ヘッドホンを追加。

使用の順序

- (1) 電源コード。アウトプット接続コード、その先にジャンクションボックスコード、必要に応じてヘッドホンを接続。2 コ以上のジャンクションボックスは、図の通り、1 コ前の上部に接続する（ヘッドホンはボックスで下部から接続。個人補聴器 T コイル使用の際も、ボックス下部に置く。） 切換スイッチは上（ON）
- (2) ワイヤレスマイクのアンテナを伸ばし、スイッチを入れる。
- (3) アンプのアンテナを半分ほど引き出し、スイッチを入れる。
- (4) 自動同調スイッチを入れ、インジケーターで同調を確認。（手動にスイッチを入れ、同調ツマミで合わせた時も、自動スイッチに切りかえる。——使用中同調しなくなった時に試みる。）
- (5) 主音量を最大（右回し）にし、左端のボリュームつまみを右に回し、普通の話声で VU 計の赤印にかかる辺りを針が動くくらいにする。
- (6) ヘッドホン使用の際は、ジャンクションボックスのボリュームつまみで調節する。
 - 収納の際は、逆の順にし、ロッカーに入れる。
 - 以上の運搬・操作は、生徒の手でおこなうようにする。

聴覚障害生徒の指導に当たって

可搬型集団補聴器の利用

- ヘッドホンを接続または、個人補聴器 T コイル誘導による拡声装置で、個々の聴力に無理なく合わせて使用する。
- (1) これに依らなくても、個人補聴器で概ね音声言語を聴き分けられるもの——それでも遠くの声や音は聞きとりにくいし、音の来る方向は全くわからない。
- (2) これによって、ある程度、ことばの聴きとりができるもの。
- (3) これに依って、音声を一つの刺激として耳に届かすことができて、ことばとしてのききとりが困難なもの。

補聴器の効用

- 「ことば」の聴きとりができない生徒でも、聴覚の刺激によって、状況判断・生活領域を広げて

いける。

- 教科指導とは別の場で、聴覚機能の開発 聴きとることの可能性を追究するための、訓練・指導をおこなう必要がある。

教科指導の中で

- 聴覚障害生徒にだけ注意を集中することによる進度のおくれをださないように。
- 一般の学習の理解におくれをもつ生徒たちに対すると同じ程度の配慮で、集団的な学習をすすめるように。
- とくに注意を要することを挙げるとすれば、他の生徒の発言を教師が反復するとか、板書を一つのまとまりとして書くよう配慮する程度。

生徒の自主性・自発性と集団づくり

- わかりにくいこと、疑問は、生徒自身が問題解決の努力をするよう、生徒自身が提起するようにしむけ、教師がこれに答えていく、という態度で、保護過剰に陥らないようにする。
- 聴きとりの不十分さや困難から、個別の学習指導を要求され、又はその必要があれば、それが可能な、教師の条件保障をはかること。
- これらは、単に聴覚障害生徒だけに限られた対策ではなく、全生徒の教育権の保障・発達保障の課題として、発展的にとらえていくこと。
- 周囲からの同情的な働きかけに依存する傾向を排し、障害をもつ生徒自身からの仲間づくりの積極性をひきだすこと。
- 生徒集団としては、障害者集団——当面6名の生徒の連帯をつよめること、そこにとどまらず、クラブにおける集団、学級集団、学年・全生徒の集団など、さまざまな集団に、自発的に参加し、また彼らを参加させるための正しい理解を、全生徒にもたせていく。手話・指文字等が、すでに普及し始めていることも評価していく。

個別の相談・指導

筆談や図示、できれば表情・表現を豊かにし、可能な場合は手話・指文字等も含めることで、単にコミュニケーションを成立させるだけでなく、不要な緊張をほぐして、その前提条件を豊かにするようにする。